

三労発基0530第8号
令和5年5月30日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針」の制定について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第24号）が制定されました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。